

国立大学法人鳴門教育大学副理事規則

平成28年 2 月16日

規則第 5 号

改正 令和 4 年 3 月 9 日規則第14号

令和 6 年 1 月10日規則第 3 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学副理事（以下「副理事」という。）の職務、選考方法及び任期等について、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 副理事は、学長の指示する特定の事項について、学長及び理事を補佐する。

(人数)

第3条 副理事は、若干人とする。

(選考)

第4条 副理事の選考は、学長が行う。

2 副理事は、教授のうちから選考する。ただし、学長が特に必要と認める場合は、本学職員以外の者から選考することができるものとする。

(選考の時期)

第5条 学長は、その職に就任したとき、又は次の各号の一に該当する場合に副理事の選考を行う。

(1) 副理事の任期が満了するとき。

(2) 副理事が辞任を申し出たとき。

(3) 副理事が欠員となったとき。

2 前項第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに選考を行うものとする。

(任期)

第6条 副理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該副理事を指名した学長の任期の末日を超えることはできないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該副理事の定年退職日、雇用期間又は契約期間の末日を超えることはできないものとする。

4 副理事が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前項の規定に関わらず、前任者の残任期間とする。

5 学長が任期途中で離職した場合は、次期学長就任日の前日をもって辞任するものとする。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか副理事に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。